相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県加須市多門寺一〇二番地、最後の住所埼玉県加須市多門寺六九番地二

被相続人　亡　加庭ユキ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十日

事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一二番九号農林会館四階　長島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　漆原　梢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市花見川区横戸町九三六番地、最後の住所千葉県千葉市花見川区横戸町九四七番地二

被相続人　亡　内藤　貢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十日

事務所千葉市中央区栄町四二―一一　日本企業会館五階　さきがけ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡邉　寛之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県いすみ市大原一〇〇八二番地二七、最後の住所千葉県いすみ市大原一〇〇五九番地三

被相続人　亡　山口　英子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十日

事務所千葉県いすみ市岬町椎木一七九三番地井上農機商会ビル二階　いすみ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井上宗一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市椎津一六六番地、最後の住所千葉県市原市椎津一六六番地

被相続人　亡　細田　知見

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十日

事務所千葉市中央区中央三―一〇―四　マーキュリー千葉九階　みどり総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊東　秀彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市東国吉四八〇番地、最後の住所千葉県市原市八幡七番地

被相続人　亡　宇田川明子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十日

事務所千葉市緑区おゆみ野南六丁目三二番地三弁護士吉田貴行法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　貴行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中川区豊成町一番、最後の住所東京都江戸川区松島三丁目三九番二号第二みどり荘二〇二

被相続人　亡　谷口　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十日

事務所東京都千代田区神田司町二丁目二番一二号神田司町ビル六階岡田・今西・山本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区恵比寿一丁目二三番、最後の住所東京都目黒区中目黒四丁目五番二二―二〇二号ドエル中目黒

被相続人　亡　坂梨　友春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十日

東京都新宿区新宿二丁目八番一号新宿セブンビル六〇五号大畑法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大畑　雅義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区西五反田八丁目五七番地、最後の住所東京都八王子市寺田町四三二番地グリーンヒル寺田一七四―四

被相続人　亡　永井　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十日

東京都国分寺市本町三丁目一三番一四号戸塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　戸塚　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区本町五丁目三六番地、最後の住所東京都練馬区土支田四丁目六番一七号

被相続人　亡　小林　勝美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十日

事務所東京都中央区日本橋一―二―一〇東洋ビルディング九階入澤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥田　大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市大笹生字西荒四番地二、最後の住所東京都八王子市谷野町七一九番地六七三

被相続人　亡　紺野　洋藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十日

事務所東京都武蔵野市御殿山一丁目二番二号グレイス御殿山四階オオノ・キド法律事務所　相続財産管理人弁護士　大野壽三枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区勝どき五丁目四番地、最後の住所東京都中央区明石町一番六号レインボーハウス明石五F

被相続人　亡　沖村久美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十日

事務所東京都港区虎ノ門二―三―二二第一秋山ビルディング七階ひかり総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　楠　慶

第43期決算公告

平成30年1月30日　東京都西東京市南町五丁目5番13号

株式会社　藤和ハウス

代表取締役社長　河野　祥子

貸借対照表の要旨　（平成29年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,164,517	流動負債	4,841,217
固定資産	1,492,828	固定負債	3,049,014
		株主資本	1,760,084
		資本金	100,000
		資本剰余金	44,475
		資本準備金	27,000
		その他資本剰余金	17,475
		利益剰余金	1,703,260
		利益準備金	650
		その他利益剰余金	1,702,610
		（うち当期純利益）	（139,322）
		自己株式	△87,651
		評価・換算差額等	7,029
資産合計	9,657,346	負債・純資産合計	9,657,346